密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区における補助制度等の概要

1 平成29年度からの新たな取組方針

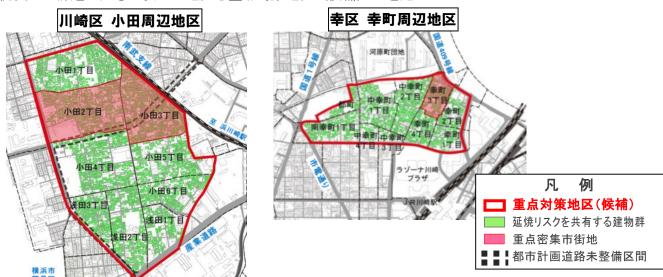
(1)新たな取組方針の概要

- ・大規模地震時に人的・物的被害が特に大きいと想定され、重点対策の優先度が極めて高い地区を選定し、 ハード・ソフトの両面から減災対策を展開
- ・この選択と集中による重点対策を推進することで、次に掲げる減災目標の達成をめざします

減災目標					
大規模地震時の想定焼失棟数を地震被害	平成32年度まで	平成37年度まで			
想定調査 (H21時点) と比較して削減	3 0 %	3 5 %			

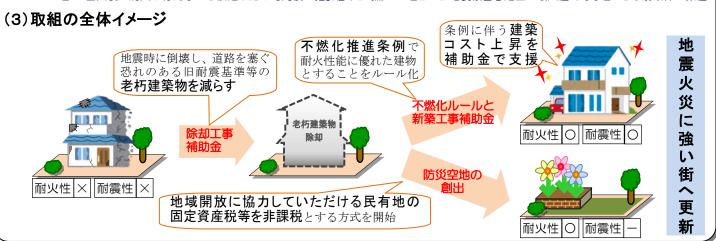
(2)対象地区の概要

・コンピューターシミュレーションによる即地的な被害予測に基づき、大規模地震時に火災が短時間で 燃え広がる危険性が認められ、また、建物倒壊の多発が懸念されるなど、市内の他地区に比べて突出して 防災上の課題が大きい次の2地区を重点対策地区(候補)に選定



	小田周辺地区 (91ha)	幸町周辺地区 (37ha)	全市
建物棟数	5, 149棟	2, 076棟	277, 190棟
人口密度	206人/ha	237人/ha	103人/ha
高齢化率	27%	21%	19%
想定焼失棟数	約400棟 ^{※注1}	約300棟 ^{※注1}	約17400棟 ^{※注2}
旧耐震率	44%	40%	33%
4m未満道路率	38%	37%	20%

※注1:出火後に消火が行えないと仮定した6時間後の推計値(H21時点) ※注2:H21地震被害想定上の最大値であり注1とは別条件の数値



2 ハード面からの取組

(1)「川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例」の制定(平成28年12月19日公布)

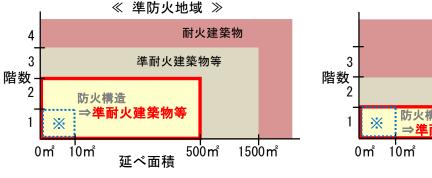
①制定の目的

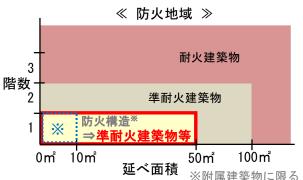
小規模の老朽木造建築物が密集した住宅地という地域特性を踏まえ、建築物を新築する際の不燃化の 規制を戸建2階建などの小規模建築物にも適用するもの

(※既に存在していた建築物については、直ちに建替えていただく必要はありません)

②規制対象となる建築行為

ア. 規制強化となる建築物の規模(下図の ____ で示す範囲 ※延べ面積 10 ㎡以内の物置等は適用除外)





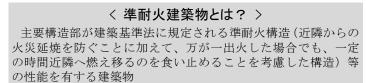
屋根

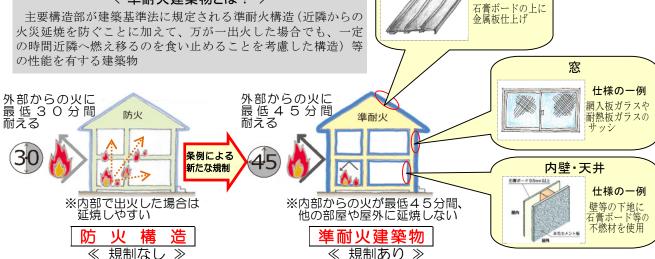
仕様の一例

イ. 既に存在していた建築物に対する制限の緩和

ウ. 規制による建物仕様の主な違い

次の3つをすべて満たす場合は、本条例による規制の適用は除外 ① 既存部分で延焼の恐れのある部分や増改築に係る部分等に適切な防火措置を 増改築 施している ② 増改築部分の面積が50㎡以下 ③ 増改築後の階数が2以下 本条例による規制の適用は除外 大規模修繕,模様替





③ 建築時の審査について

工事着手前	建築基準法に基づいた「 建築確認申請」 による 設計図等の審査の中で、 本条例の規制に適合しているかも審査します
工事完了後	建築基準法に基づいた「完了検査」による現場検査等の中で、本条例の 規制に適合しているかも検査します

密集市街地の改善に向けた不燃化重点対策地区における補助制度等の概要

(2)不燃化重点対策地区における補助制度等

① 住宅等不燃化推進事業補助金

最大 300万円 の 建築物に対する補助

条例で指定する不燃化重点対策地区(小田周辺地区、幸町周辺地区)において、火災被害の軽減や 建物倒壊被害の防止を図る方に対し、その費用の一部に補助金を交付する制度を開始します

ア. 老朽建築物の除却工事に対する補助金^{※注1}(新規)

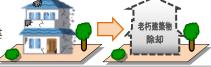
対象者	建物を所有する <mark>個人・法人</mark> (ただし、公的機関は不可)
対象建築物	旧耐震基準(昭和 56 年以前)、または 耐用年数を経過 (木造 22 年、鉄骨造 34 年、R C造 47 年) した老朽建築物等 (ただし、延べ面積 1 0 ㎡以下の極めて小規模なものは除く)
補助金額 ※補助率や上限額は、 今後の市議会の 予算審議を経て確定	次の a、b、c のうち最も低い額 a:実費(工事請負契約額) × 補助率 2/3 b:延べ面積 × 2万円/㎡ × 補助率 2/3 c:上限額100万円
主な補助要件	・道路に面して倒壊の恐れがある ブロック塀 が現存する場合は、倒壊防止対策に努めること

イ. 建築物の耐火性能強化工事に対する補助金^{※注1}(拡充)

対象者	建築主の <mark>個人・法人</mark> (ただし公的機関は不可)						
対象建築物	不燃化推進条例で規制対象となる建築物について、新築 または 改修を行うことにより、耐火性能の基準を満たすもの (ただし、延べ面積10㎡以下の極めて小規模なものは除く)						
	;	延べ面積(単位:㎡)	補助金額		延べ面積(単位:㎡)	補助金額	
		10超え~ 30未満	8万円		150以上~170未満	120万円	
補助金額		30以上~ 50未満	24万円		170以上~190未満	136万円	
※補助金額は、今後 の市議会の予算 審議を経て確定		50以上~ 70未満	40万円		190以上~210未満	152万円	
		70以上~ 90未満	56万円		210以上~230未満	168万円	
		90以上~110未満	72万円		230以上~ 250未満	184万円	
		110以上~130未満	88万円		250以上	200万円	
		130以上~150未満	104万円				
主な補助要件	・新築時の 敷地面積 は100㎡以上(緩和規定あり) ・ 狭あい道路の後退部分 に交通の妨げになる物の設置は禁止とする ・道路に面して ブロック塀 を新設する際は、倒壊防止対策を行うこと ・ 感震ブレーカーや家庭用消火器 の設置に努めること ・道路交差部の角敷地では 道路状のすみ切り の整備に努めること ・道路に面する部分の地震時の瓦やガラスの 落下防止 対策に努めること						

≪ 参考事例 ≫





⇒ 補助金額… 100万円

a: 168万円×2/3=112万円 b: 90㎡×2万円×2/3=120万円

c : 上限100万円

建築物の新築 延べ面積:100 m²

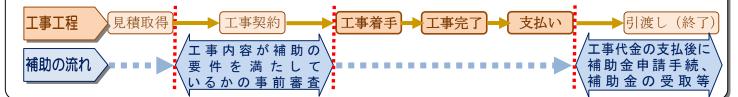
構造:木造2階建 新築費:1670万円



⇒ 補助金額… 72万円

延べ面積100㎡ ⇒「90以上~110未満」⇒ 72万円

ウ. 補助を受けるための手続



② 防災空地等の創出

密集市街地の安全性の向上を目的とした地域開放に御協力いただける民有地に関して、固定資産税等を 非課税とすることで、「防災空地」の創出や交差点の「すみ切り」も含めた避難経路の確保をめざします

土地所有者

- 固定資産税等が非課税
- ・空家や空地の維持管理から開放









(参考事例の出典:神戸市HP)

地元組織(町内会等)

・防災倉庫の設置場所として活用 ・地域が憩い、交流できる場を確保

利用上 ·防災性向上 (延焼抑制、避難空間等) の協定・住環境改善もあわせ街の魅力向上

③その他の継続する補助金等※注1

	制度の目的	衤	甫助の対象	補助率等
建築物の共同化 建替工事・設計に 対する補助金	条例で指定する不燃化重点対策地区に おいて、複数の老朽建築物を共同で建替え る共同化事業を促進	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費		補助率2/3
指定路線の道路	拡幅工事に対する 沿道民有地部分の道路拡幅(セットバック)	拡幅工事	塀・垣柵等の除去や 新設の工事費	上限30万円
孤幅工事に対する 補助金等		用地寄附	分筆登記費 奨励金	上限 4 5 万円 路線価 4 割相当

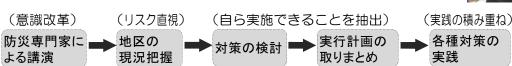
※注1:表の補助対象要件等は代表的なものを抜粋したもので、別途の規定もあります

3 ソフト面からの取組

●「地域住民との協働による防災まちづくり」を新たに展開

- ・地域主体の防災まちづくりの初動期を<mark>防災専門家や行政等が支援</mark>
- ・防災意識を高めながら、防災コミュニティを強化し、建築物の建替えを
- はじめとするハード面の減災対策の実践を促進





4 住民が抱える個別課題への対応

●個別相談の継続実施

当該地区の特徴として、借地・借家による権利関係の課題が多い点を踏まえ、専門家も交えた相談業務を継続的 に実施

5 スケジュール

